

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6 件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 にしむら たかのり 西村 孝法
- (2) 学 校 名 東京都立八王子東特別支援学校
- (3) 職 名 校 長
- (4) 年 齢 5 6 歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

4 処分理由

令和 7 年 1 月 2 5 日、スーパーマーケットにおいて、レモンジュース等 6 点計 2, 3 1 9 円相当を窃取した。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 5 8 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職 6 月

3 発令年月日

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

4 処分理由

平成30年6月21日から令和6年3月31日までの間、当時勤務校において、同校部活動の父母会費及びウェア代に係る事務処理を適切に行わず、同父母会に対して、令和4年度及び令和5年度の同父母会費及び同ウェア代について、2,093,383円の使途不明金を生じさせる事態を招くなどした。

5 管理・監督者に関する事項

ア 職名等

- (1) 職 名 副校長
- (2) 年 齢 63歳
- (3) 性 別 男

イ 処分内容

戒 告

ウ 発令年月日

令和7年10月29日

エ 処分理由

令和5年4月1日から同年9月28日までの間、当時勤務校の校長としての指導を徹底せず、同主幹教諭が、上記4の行為を行う事態を招いた。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和7年10月29日

4 処分理由

令和7年4月28日、飲食店において、二人きりの状況で、当時勤務校女性教員に対して、同教員の唇の左脇に付着していた食べ物を右手の人差し指と親指で取るとともに、同教員の左手のひらを触り、同教員に不快感及び嫌悪感を与えるなどした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 実習助手
- (3) 年 齢 42歳

- (4) 性 別 女
- 2 処分の程度
減給 10 分の 1 3 月
- 3 発令年月日
令和 7 年 10 月 29 日
- 4 処分理由

令和 4 年 11 月 6 日から令和 6 年 9 月 20 日までの間に、自宅から当時勤務校までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自家用自動車による通勤を行い、通勤手当 629,410 円を不正に受給した。

V

- 1 教職員に関する事項
 - (1) 校 種 高等学校（区部）
 - (2) 職 名 教 諭
 - (3) 年 齢 45 歳
 - (4) 性 別 男

- 2 処分の程度
戒 告
- 3 発令年月日
令和 7 年 10 月 29 日
- 4 処分理由

当時勤務校校長から、生徒との私的な SNS 等のやり取りは禁止であると指導を受けていたにもかかわらず、令和 6 年 4 月 21 日頃から同年 9 月 24 日頃までの間に、同校女子生徒に対して、自宅等において、私的な内容のメッセージを送信するとともに、同校長に対して、同生徒と私的な SNS は行っていないと虚偽の報告を行った。

また、同年 6 月 12 日、同校において、同生徒に対して、現金 150,000 円を貸与するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）